

無 料 法 律 相 談

(令和5年度障害者権利擁護相談事業)

1 対象者

障害のある方、障害のある方からの相談に携わっている相談員・事業所職員・市町村職員等（障害のある方本人からの相談申込み（法律相談受付票の作成・予約）については、県障害福祉課が行いますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。）

2 対象案件

障害のある方が直面している財産、相続、労働、家族や福祉等に関する法律問題などで、弁護士に相談する必要があるもの

<例> ○財産管理・成年後見 ○金銭貸借問題 ○不動産問題
○雇用問題 ○相続問題 ○人権問題 ○犯罪被害 など

3 場所・月日（時間は、すべて 13:00~14:30）

和歌山市	和歌山弁護士会館（和歌山市四番丁5番地） 令和5年 4月21日（金）、 5月19日（金）、 6月 2日（金） 6月16日（金）、 7月21日（金）、 8月18日（金） 9月15日（金）、10月 6日（金）、10月20日（金） 11月17日（金）、12月 1日（金） 令和6年 1月19日（金）、 2月16日（金）、 3月 1日（金）
田 辺 市	田辺保健所（田辺市朝日ヶ丘23-1） 令和5年 5月18日（木）、 7月20日（木） 9月21日（木）、11月16日（木）
橋 本 市	橋本保健所（橋本市高野口町名古屋927） 令和5年 8月16日（水）、令和6年 2月21日（水）
新 宮 市	新宮保健所（新宮市緑ヶ丘2-4-8） 令和5年 7月26日（水）、令和6年 1月24日（水）

4 相 談 料 無料（予約制）

5 相談までの流れ ① 法律相談受付票に記入
② 和歌山弁護士会へFAX後、電話で予約確認
（相談日の2日前までに）
③ 予約日に相談

6 注 意 事 項 等 ① 相談時間は、45分
② 1案件につき1回限り
③ 面接による相談（和歌山市分のみ、電話相談が可能）

7 予約先・相談先（和歌山弁護士会）
電 話 073-422-4803（専用回線）
FAX 073-436-5322

8 問い合わせ先（和歌山県庁 障害福祉課）
電 話 073-441-2532 FAX 073-432-5567